

鯖江市東陽中学校ホームページ作成規定

1 目的

- (1) 鯖江市東陽中学校の特色、教育活動についての情報を広く保護者の方々や地域の方々、一般の方々に発信する。
- (2) 地域に情報を発信し、開かれた学校作りを実現するために活用する。
- (3) 教育活動をより充実し、発展したものに活用する。

2 ホームページの管理・運営について

- (1) 運用管理者は学校長とし、ホームページに掲載されたすべての情報についての責任を負い、ホームページ作成に関して教職員に指導及び監督を行うものとする。
- (2) 運用管理者は、ホームページの管理・運営を円滑に進めるために管理責任者を置くことができる。
- (3) ホームページの構成および検討・確認は、管理責任者が行う。
- (4) ホームページにおいて公開される内容については、管理責任者の承認を得たものに限る。

3 作成内容について

- (1) 本校の教育活動についての理解を促すための学校・学級・個人等の教育活動内容の公開を基本とする。
- (2) 情報公開に当たっては、下の4の項目にあげる、指導上知り得た秘密やプライバシーの保護などに関して、十分配慮する。

4 個人情報の管理・保護について

(1) 公開しないもの

以下のようなプライバシー及び著作権等の法令の定めに抵触するおそれのあるものは公開しない。

- ①生徒の名前と顔が一致する情報
- ②生徒の住所、電話番号、生年月日、家庭状況、成績等の個人情報
- ③生徒を特定できる画像・映像・音声
- ④生徒を特定できる内容の作文など
- ⑤生徒本人と保護者から掲載の同意を得ていない学習成果物
- ⑥生徒やその保護者の国籍、本籍、思想、宗教など個人の生活に関する情報
- ⑦公開した内容が、他の児童、保護者、その他第三者の基本的な人権、権利、プライバシー等を傷つける恐れのある内容のもの

(2) 公開に当たって配慮を要するもの

- ①生徒の作品の著作権は児童本人とその保護者にあり、本人または保護者が掲載を許可しないものはホームページで公開しない。
- ②生徒が写っている画像及び映像を発信する場合には、個人が特定できないように配慮する。

5 著作権

各ページの著作に関しては特に断り書きがない場合は、全て鯖江市東陽中学校が有するものとする。